

第4回改訂版

(一社) 全国上下水道コンサルタント協会  
CPD 制度のQ&A

平成 29 年 4 月 1 日

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

# 目 次

## (1) 共通

- Q 1. CPD単位取得に関する基本的な考え方を教えてください? . . . . . 1
- Q 2. どのような継続研鑽についてCPD単位の点数をつけているのですか? . . . . . 1
- Q 3. 過去に参加した講習会等は遡って単位を取得できますか? . . . . . 1
- Q 4. 過去の業績は評価されますか? . . . . . 1
- Q 5. CPDプログラムが4分野に分かれ6つの形態で実施されていますが、一部の分野・形態だけはいけないのですか? また、1分野・1形態につきCPD単位の上限はあるのですか? . . . . . 1
- Q 6. 水コン協で取得したCPD単位は、他の学協会でどのように評価されるのですか? . . . . . 2
- Q 7. 水コン協のCPDプログラム認定とは、どのようなことをするのですか? . . . . . 2
- Q 8. CPDプログラムに参加したことを証明する書類とはどのようなものでしょうか? . . . . . 2
- Q 9. 水コン協の認定を受けなかった場合の研修等は、どのような扱いになりますか? . . . . . 2
- Q 10. 申請に際し、根拠書類はどの程度まで添付する必要がありますでしょうか? . . . . . 2

## (2) 講習会、研修会等への参加について

- Q 1. 水コン協の認定プログラムはどのようなものですか? また認定プログラムであることはどこでわかりますか? . . . . . 3
- Q 2. 建設系CPD協議会に参画している他の学協会が実施するCPD認定プログラムはどのような扱いになりますか? . . . . . 3
- Q 3. 現地研修の移動時間や講習会の休憩時間はポイントになりますか? . . . . . 3
- Q 4. 研修会等で全カリキュラムを受講できなかった場合のCPD単位は申請できますか? . . . . . 3
- Q 5. 講義の講師や口頭発表を行った研修や学会の催しで、他の講師や発表者の内容も受講した場合、研修会等への参加として申請できますか? . . . . . 3
- Q 6. 見学会、展示会への参加も対象になりますか? . . . . . 3
- Q 7. (社)日本水道協会、(社)日本下水道協会の研究発表会参加は各協会がCPD単位を承認してくれるのですか? . . . . . 3
- Q 8. 他の学協会の講習会等を受講した場合、水コン協のCPDにカウントできるのですか? . . . . . 4

## (3) 論文等の発表

- Q 1. 「口頭発表」とはどのようなものが該当するのですか? . . . . . 5

- Q 2. ポスター発表は「口頭発表」に該当するのですか? . . . . . 5
- Q 3. 論文等の口頭発表を連名で行った時のCPDの計上方法は? . . . . . 5
- Q 4. 水コン協の技術報告集への投稿は、【口頭発表】【論文発表】のどちらで登録  
すればいいですか? . . . . . 5
- Q 5. 論文等の発表（掲載）を連名者や共著者で行った時には、人数の制限があり  
ますか? . . . . . 5
- Q 6. CPD計上できる学術雑誌等は、具体的にはどのようなものですか? . . . . . 5
- Q 7. 一般論文でも査読付きのものがありますが、この場合は（学術雑誌等への査読  
付き論文発表）に該当しますか? . . . . . 5
- Q 8. 社内の技術論文集への投稿はCPDの対象になりますか? . . . . . 5
- Q 9. 技術図書等の執筆には、どのようなものがありますか? . . . . . 5
- Q 10. 技術図書の執筆で複数の担当者により分担をして行った時のCPDの計上  
方法は? . . . . . 5

#### (4) 企業内研修

- Q 1. 企業内研修とはどのようなものが対象になりますか? . . . . . 6
- Q 2. 部下の論文の添削指導をしていますが、これは職場内研修の講師として申請  
できますか? . . . . . 6
- Q 3. 企業内の労働安全衛生委員会、業務改善委員会、経営改善委員会等の活動は  
CPD申請対象になりますか? . . . . . 6
- Q 4. 自主的な研究会はどこまでCPD単位に認定されますか? . . . . . 6
- Q 5. 大学や研究機関等、社外の団体と研究開発に参加した場合、CPDの対象と  
してどこまで考えればよいですか? . . . . . 6

#### (5) 技術協力・指導

- Q 1. 講習会等の講師とはどのようなものが該当するのですか? . . . . . 7
- Q 2. 社内研修会等の講師とはどのようなものが該当しますか? . . . . . 7
- Q 3. 論文や技術図書の査読とはどのようなものですか? また標準的な1頁とは  
どのようなサイズですか? . . . . . 7
- Q 4. 水コン協の技術報告集への投稿論文の査読はCPDの対象となりますか? . . . 7

#### (6) 業務（実務）経験

- Q 1. 契約（プロジェクト）業務でCPD計上を認める範囲と区分を教えてください・ 8
- Q 2. 「学協会や発注者の表彰を受けた業務等」とはどのようなものですか? . . . . . 8
- Q 3. 「学協会や発注者の表彰を受けた業務等」で申請できるのは、実務に携わった  
全員が対象になりますか? . . . . . 8
- Q 4. 「学協会や発注者の表彰を受けた業務等」の件数はどのように計上するの  
ですか? . . . . . 8

- Q 5. 「所属長が優れた成果と認めたもの」とはどのようなものが該当するの  
 ですか? . . . . . 8
- Q 6. 「特許取得（発明者に限る）」はどの時点でCPD単位を登録できますか? . . . . . 8
- Q 7. 担当した業務で事故が発生した場合CPDに影響しますか? . . . . . 8

(7) その他

- Q 1. 技術委員会等への出席とはどのようなものですか? . . . . . 9
- Q 2. 上記委員会等の事務局としての出席はCPD対象となりますか? . . . . . 9
- Q 3. 各種委員会へ委員長・委員として参加した場合にCPD記録をどのように  
 登録すれば良いのですか? . . . . . 9
- Q 4. 水コン協の各種委員会、小委員会、部会等の活動は、CPD単位の対象に  
 なりますか? . . . . . 9
- Q 5. 公益性の高い委員会業務成果等への重み係数の優遇等がありますか? . . . . . 9
- Q 6. どのような資格取得がCPD単位の対象になりますか? . . . . . 9
- Q 7. 国家資格等取得のため学習し受験したのですが、合格できなかった場合  
 でもCPD単位を取得できますか? . . . . . 9
- Q 8. 英検等の資格は対象になりますか? . . . . . 9
- Q 9. 通信制大学（放送大学）等における単位取得はCPD単位の対象になり  
 ますか? . . . . . 9
- Q 10. Web自己学習（地盤工学会等で提供している）講座での学習も自己学習  
 として認められますか? . . . . . 9
- Q 11. 専門誌購読はどのように申請するのですか? . . . . . 9
- Q 12. 海外技術協力への参加に関するCPD単位はどのような算定するのですか  
 ?（具体的には、JICAの長期・短期専門家派遣、調査団への参加、C/P  
 （カウンターパート）研修生の受け入れ等について）. . . . . 9
- Q 13. 「災害調査、研究調査等への参加」とはどのようなものが該当するの  
 ですか? . . . . . 10
- Q 14. 「地域活動への参加」とはどのようなものが該当するのですか? . . . . . 10

## (1) 共通

### Q 1 : CPD単位取得に関する基本的な考え方を教えてください？

A 1 : 技術者は、技術の進歩や多様化するニーズに対応するため、常に最新の技術や社会の動向に注視して必要な技術力を取得し保持する継続的専門能力研鑽(CPD)が求められています。このような社会的な要請に応えるため、技術者が継続的に資質向上に努めていることを個人ごとに明確にし、社会や顧客に見えるようにするためにCPD単位を取得することが必要となっています。

水コン協では、上下水道コンサルタントの技術者として、資質向上に寄与し、第三者からも妥当と認められる活動をCPD記録の対象としています。

また、技術者の範囲を協会会員会社職員のみならず、上下水道関連会社及び団体に限り非会員会社職員にも本協会のCPD制度の利用を認めています。

これは認定プログラムについても同様ですが、上下水道に関連することについては、当協会として要望に応じていこうとする姿勢の表れです。

### Q 2 : どのような継続研鑽についてCPD単位の点数をつけているのですか？

A 2 : CPD分野として、法律や倫理等の「基礎共通分野」、「専門技術分野」、情報工学や計測技術等の「周辺技術分野」、バリューエンジニアリングやアセットマネジメント等の「総合管理分野」の4つの分野に分け、CPD形態として、「講習会、研修会等への参加」、「論文等の発表」、「企業内研修」、「技術指導」、「業務経験」、「その他」の6つの形態に分け、その内容に応じてCPD単位を設定しています。

具体的なCPD単位につきましては水コン協CPDガイドブックの表4.3をご覧ください。

### Q 3 : 過去に参加した講習会等は遡って単位を取得できますか？

A 3 : 水コン協では平成19年1月から独自のCPD制度をスタートさせ、CPDプログラム・単位の認定を行ってきました。したがって平成19年1月に遡って単位を取得できます。ただし、CPD記録の証明を受ける場合には、水コン協が発行したCPDプログラム受講証明書の写しが必要となります。

### Q 4 : 過去の業績は評価されますか？

A 4 : A3のように水コン協では平成19年1月から制度を運用しておりますので、上記の講習会の場合と同様にそれ以降の業績の評価が可能です。

### Q 5 : CPDプログラムが4分野に分かれ6つの形態で実施されていますが、一部の分野・形態だけはいけないのですか？また、1分野・1形態につきCPD単位の上限はあるのですか？

A 5 : 技術者は多様化するニーズに対応するため幅広い内容の継続研鑽が求められていますので、CPD単位の取得に際しては、1分野・1形態に偏ることなく幅広く取得されることが望まれます。

水コン協では、CPD制度の信頼性を担保する観点及び教育形態に偏りがないようにするため、上限値を設けております。

**Q 6 : 水コン協で取得したCPD単位は、他の学協会がどのように評価されるのですか？**

A 6 : 水コン協では、他の学協会がどのように評価するかについてお答えすることができませんので、該当する学協会へ直接お問い合わせ下さい。

**Q 7 : 水コン協のCPDプログラム認定とは、どのようなことをするのですか？**

A 7 : CPDプログラムの認定は、当協会の本部及び支部が主催するものの他、当協会の共催、協賛、後援によるものも併せ、内容を審査し認定します。また、申請があれば他団体のプログラムについても認定を行います。但し、他団体のプログラムについては、内容に上下水道関連を必ず含むことを条件としています。

当協会が認定するCPDプログラムは、原則として下記の(1)から(4)のいずれかに該当する内容を満足するものとします。

- (1) **【技術動向】** 最新技術動向の理解に役立つ内容
- (2) **【社会性】** 上下水道コンサルタントを取り巻く状況の理解に役立つ内容
- (3) **【総合性】** 上下水道コンサルタントが携わる関連分野の理解に役立つ内容
- (4) **【技術者倫理】** 上下水道コンサルタントとしての倫理観の涵養に役立つ内容

各項目の内容については水コン協CPDガイドブックの3.(1)「**当協会が策定するプログラム**」をご覧ください。

**Q 8 : CPDプログラムに参加したことを証明する書類とはどのようなものでしょうか？**

A 8 : 下記のいずれかが該当します。

- ・主催者が発行する受講証明書
- ・受講プログラム、配布資料、参加者名簿等の写し
- ・講師等の派遣依頼書、委嘱状
- ・研究開発や図書執筆等に従事し、CPD活動を証明する所属長（組織を統括する立場の役職者）の認定書
- ・受講内容を記載した自筆ノートの写し

**Q 9 : 水コン協の認定を受けなかった場合の研修等は、どのような扱いになりますか？**

A 9 : 水コン協が平成19年1月以降に認定したCPDプログラムだけではなく、ガイドブックに示されているCPDプログラムの分野と形態に該当するものはCPDとして認定され、登録可能です。その場合、時間重み係数を0.5としてCPD単位を計算して下さい。

**Q 10 : 申請に際し、根拠書類はどの程度まで添付する必要がありますでしょうか？**

A 10 : 協会認定プログラムでは受講証明証の写し、その他研鑽した内容がわかるものを添付（PDF形式ファイル等）して下さい。他の協会の認定プログラムの場合は受講証明書の添付、受講証明書の無い場合はその場に出席した証の物を提示して下さい。建設系CPD協議会以外の団体の場合は、主催者発行の参加者名簿、又は、その場に出席した証の物を提示すること。

## (2) 講習会、研修会等への参加について

**Q 1 : 水コン協の認定プログラムはどのようなものですか？ また認定プログラムであることはどこで分かりますか？**

A 1 : 水コン協が認定するプログラムは、基本的には協会が主催、共催、協賛、後援しているプログラムです。認定プログラムは水コン協ホームページに掲載しています。なお、建設系CPD協議会ホームページにもCPDプログラムは掲載されていますので、そちらもご参照下さい。

**Q 2 : 建設系CPD協議会に参画している他の学協会が実施するCPD認定プログラムはどのような扱いになりますか？**

A 2 : 建設系CPD協議会 (<http://www.cpd-ccesa.org/>) に参画している学協会が実施するCPD認定プログラムは、該当する協会が認定したその講習会のCPD単位をそのまま適用し、CPD記録証明をいたします。ただし、受講証明か、受講証明が発行されない場合にはプログラム内容（講演内容）やテキストの表紙・目次、次第等最小限の証明書類を添付してください。

**Q 3 : 現地研修の移動時間や講習会の休憩時間はポイントになりますか？**

A 3 : 移動時間や休憩時間はポイントになりません。実際に研修や講習を受けた時間が対象になります。講習会等のCPD申請時は、CPD認定時間が確認できる日程表を添付してください。

**Q 4 : 研修会等で全カリキュラムを受講できなかった場合のCPD単位は申請できますか？**

A 4 : 申請できますが、実際に受講した時間を申請してください。

**Q 5 : 講義の講師や口頭発表を行った研修や学会の催しで、他の講師や発表者の内容も受講した場合、研修会等への参加として申請できますか？**

A 5 : 申請できます。ただし、例えばご自身が講師をされた時間は水コン協CPDガイドブックの表4.3の11「講習会等の講師」として申請し、それ以外の聴講者として参加した時間については同表の1「講習会、研修会等への参加」として申請してください。また、この場合でも受講証明書の写し等の必要書類を添付してください。

**Q 6 : 見学会、展示会への参加も対象になりますか？**

A 6 : 研修会と同様にCPDの対象となります。ただし水コン協もしくは建設系CPD協議会に参画している学協会が認定したものは水コン協CPDガイドブックの表4.3の1「講習会、研修会等への参加」となりますが、それ以外の見学会や展示会への参加は同表の19「自己学習」として申請してください。また、自社の展示会における出展活動はCPD活動とはなりません。

**Q 7 : (社)日本水道協会、(社)日本下水道協会の研究発表会参加は各協会がCPD単位を承認してくれるのですか？**

A 7 : 水コン協では、他の学協会が認証するか否かについてお答えすることができませんので、該当する学協会へ直接お問い合わせ下さい。

**Q 8 : 他の学協会の講習会等を受講した場合、水コン協のCPDにカウントできるのですか？**

A 8 : A 2 のように建設系CPD協議会に参画している学協会がCPDプログラムとして認定する講習会等は「講習会、研修等への参加」として認証しますが、それ以外の講習会等については時間重み係数を 0.5 として申請してください。



### (3) 論文等の発表

**Q 1 : 「口頭発表」とはどのようなものが該当するのですか。**

A 1 : 国内、国外を問わず研究会での口頭発表は、次のようなものが該当します。  
・日本水道協会や日本下水道協会などの年次研究発表会

**Q 2 : ポスター発表は「口頭発表」に該当するのですか。**

A 2 : 該当します。但し、発表時間を対象にCPD単位を計算し、発表時間×1とします。

**Q 3 : 論文等の口頭発表を連名で行った時のCPDの計上方法は？**

A 3 : 論文などの口頭発表は、発表者のみCPD計上ができます。

**Q 4 : 水コン協の技術報告集への投稿は、【口頭発表】【論文発表】のどちらで登録すればいいですか？**

A 4 : 【口頭発表】のみの登録となります。ただし、有効賞を受賞した場合は【学協会や発注者の表彰を受けた業務等】として別途CPD単位を記録できます（発表会の最優秀賞、優秀賞は該当しない）。

**Q 5 : 論文等の発表（掲載）を連名者や共著者で行った時には、人数の制限がありますか？**

A 5 : 人数の制限はありません。ただし、CPD単位は「共著」の単位となります。

**Q 6 : CPD計上できる学術雑誌等は、具体的にはどのようなものですか？**

A 6 : 土木学会論文集、水道協会論文集、下水道協会誌論文集等が該当します。

**Q 7 : 一般論文でも査読付きのものがありますが、この場合は（学術雑誌等への査読付き論文発表）に該当しますか？**

A 7 : 出版社の月間雑誌などに投稿した一般論文は、査読があっても（一般論文、総説等）のCPD単位となります。

**Q 8 : 社内の技術論文集への投稿はCPDの対象になりますか？**

A 8 : 一般論文、総説等と同じ扱いとします。（10／編）

**Q 9 : 技術図書等の執筆には、どのようなものがありますか？**

A 9 : 自らの意思で出版した技術図書、あるいは、国や公益団体から委託されて作成した指針やマニュアル、基準書類で、一般に公開（有償、無償は問わず）された図書の執筆が該当します。

**Q 10 : 技術図書の執筆で複数の担当者により分担をして行った時のCPDの計上方法は？**

A 10 : 水コン協CPDガイドブックの表 4.3 の 7「技術図書等の執筆」が適用され、執筆ページ×時間でCPD単位が付与されますが、技術図書1件当り最大30CPD単位となります。

#### (4) 企業内研修

**Q 1 : 企業内研修とはどのようなものが対象になりますか？**

A 1 : 研修プログラムについては、組織（企業）としての年次計画等において研修計画が定められているものが対象となります。最近では、パソコン講習や英会話などもありますが、これらの受講も該当します。

**Q 2 : 部下の論文の添削指導をしています。これは職場内研修の講師として申請できますか？**

A 2 : 技術指導の一環と考えられますので、水コン協CPDガイドブックの表 4.3 の 12「社内研修会等の講師」が適用されます。

**Q 3 : 企業内の労働安全衛生委員会、業務改善委員会、経営改善委員会等の活動はCPD申請対象になりますか？**

A 3 : 該当しません。

**Q 4 : 自主的な研究会はどこまでCPD単位に認定されますか？**

A 4 : 会社や所属部所の教育計画に基づかない、自主的な研究会、勉強会は、自己学習となります。

**Q 5 : 大学や研究機関等、社外の団体と研究開発に参加した場合、CPDの対象としてどこまで考えればよいですか？**

A 5 : 受託業務は通常の業務の範囲であり、CPDの対象とはなりません。大学や公益団体、民間企業等との共同研究で、特定のプロジェクトに参加・従事する場合は該当します。

## (5) 技術協力・指導

### Q 1 : 講習会等の講師とはどのようなものが該当するのですか？

A 1 : 社外から講演を依頼された場合やパネルディスカッション、ワークショップの講師あるいは座長。また、専門学校や大学の非常勤講師なども該当します。但し、定期的な講座をもって職業として報酬を受けている場合は対象外です。

### Q 2 : 社内研修会等の講師とはどのようなものが該当しますか？

A 2 : 会社や所属部所が教育計画の一環として認定したものが対象となります。但し、教育を行うことが業務である部署に所属される方は該当しません。

### Q 3 : 論文や技術図書の査読とはどのようなものですか？また標準的な1頁とはどのようなサイズですか？

A 3 : 査読とは、学術雑誌などで寄せられた原稿を編集者側で読み、誤りの有無や掲載の適否について判断意見を出すことです。すでに出版されている図書や発表後の論文を読んで学習したり、間違いを指摘することは査読には該当しません。標準的な1頁とは、A4サイズの原稿1枚分とします。

### Q 4 : 水コン協の技術報告集への投稿論文の査読はCPDの対象となりますか。

A 4 : 水コン協CPDガイドブックの表4.3の12「論文等の査読(学協会等から依頼のあるもの)」に該当します。

## (6)業務（実務）経験

**Q 1 : 契約（プロジェクト）業務でCPD計上を認める範囲と区分を教えてください？**

A 1 : Q2 の「業務表彰」にあてはまらない通常の業務は対象になりません。例外は、学協会や発注者の表彰を受けた業務です。

**Q 2 : 「学協会や発注者の表彰を受けた業務等」とはどのようなものですか？**

A 2 : 水コン協の有効賞や日本下水道事業団（JS）の優良表彰など、受託業務に関して、発注者や団体（公益法人）から表彰状や感謝状を受領した場合が該当します。また、表彰等の受賞を証明する添付資料（コピー）を提出（FAXでもよい）して下さい。

**Q 3 : 「学協会や発注者の表彰を受けた業務等」で申請できるのは、実務に携わった全員が対象になりますか？**

A 3 : 成果を上げた業務等を申請できるのは、直接携わって実質的に成果を上げた人であればどなたでも申請できます。なお、業務等を発注した機関・団体の職員は、対象になりません。

**Q 4 : 「学協会や発注者の表彰を受けた業務等」の件数はどのように計上するのですか？**

A 4 : 表彰を受けた件数のみとします。

**Q 5 : 「所属長が優れた成果と認めたもの」とはどのようなものが該当するのですか？**

A 5 : 会社の表彰規程に基づいて表彰された社内外のプロジェクト活動（受託業務や研究開発など）が該当します。ただし、他のCPD形態と重複して登録することはできません。

**Q 6 : 「特許取得（発明者に限る）」はどの時点でCPD単位を登録できますか？**

A 6 : 特許庁長官から「特許証」が交付された時点で計上できます。また、発明者が複数の場合も同じCPD単位を計上できます。

**Q 7 : 担当した業務で事故が発生した場合CPDに影響しますか？**

A 7 : 影響しません。

## (7)その他

### Q 1 : 技術委員会等への出席とはどのようなものですか？

A 1 : 水コン協CPDガイドブックの表 4.3 の 16・17「学協会が開催する技術的な委員会」がこれに該当します。これらの会は教育形態の一環として考えておりますので、委員または、委員長・議長として参加することによりCPD単位を取得できます。

### Q 2 : 上記委員会等の事務局としての出席はCPD対象となりますか？

A 2 : 該当しません。

### Q 3 : 各種委員会へ委員長・委員として参加した場合にCPD記録をどのように登録すれば良いのですか？

A 3 : 主催者団体から委員として委嘱された委員会へ参加する場合、CPD単位を計算して記録し、委嘱通知書及び参加したことを証明する書類を保管します。

### Q 4 : 水コン協の各種委員会、小委員会、部会等の活動は、CPD単位の対象になりますか？

A 4 : 該当します。委員会等業務については、出席時間のみCPD単位を認定します。

### Q 5 : 公益性の高い委員会業務成果等への重み係数の優遇等がありますか？

A 5 : 業務成果に関しては、公益性の有無に拘わらず、CPDの優遇はありません。学協会や発注者の表彰を受けた業務成果をCPD認定します。

### Q 6 : どのような資格取得がCPD単位の対象になりますか？

A 6 : 技術者にとって必要とみなされる資格が対象になります。したがって、運転免許のような技能に係る資格は、対象になりません。

### Q 7 : 国家資格等取得のため学習し受験したのですが、合格できなかった場合でもCPD単位を取得できますか？

A 7 : 資格取得のための自己学習は、CPD対象とはなりません。

### Q 8 : 英検等の資格は対象になりますか？

A 8 : 単なる技能的な資格はCPD単位を取得できません。英検は技能的な資格と考え、CPD単位の対象にしていません。

### Q 9 : 通信制大学（放送大学）等における単位取得はCPD単位の対象になりますか？

A 9 : 継続教育として評価される教育分野に該当している科目については、「自己学習」としてCPD単位を申請できます。但し、受講したことを証明できるものがが必要です。

### Q 10 : Web自己学習（地盤工学会等で提供している）講座での学習も自己学習として認められますか？

A 10 : 認められます。但し、受講したことを証明できるものがが必要です。

### Q 11 : 専門誌購読はどのように申請するのですか？

A 11 : 数日、数週間にわたって特定のテーマについて学習する場合には、開始及び終了年月日を記載して、まとめて入力・申請して下さい。

### Q 12 : 海外技術協力への参加に関するCPD単位はどのような算定するのですか？（具体的には、JICAの長期・短期専門家派遣、調査団への参加、C/P（カウンターパート）研修生の受け入れ等について）

A12：業務に該当するものはC P Dの対象とはなりません。なお、年間最大 20C P D単位が上限です。

**Q13：「災害調査、研究調査等への参加」とはどのようなものが該当するのですか？**

A13：会社や所属組織の自主的な判断で行う災害調査や、研究調査が対象で、受託業務は含みません。災害調査は、地震被害調査や浸水被害調査などであり、研究調査は水環境調査や水処理実験などが該当します。なお、外部団体と共同で行う場合は、「大学、研究機関における研究開発への参加」のC P D形態となります。

**Q14：「地域活動への参加」とはどのようなものが該当するのですか？**

A14：以下のような活動が該当し、受託業務は含みません。

- ・水源涵養林の植林、枝打ち
- ・水域（河川、海岸、湖畔など）清掃活動
- ・一般市民（特に小学生）等に対する啓蒙活動